

2021 年（令和 3 年） 9 月 8 日

保護者の皆さま

明石市教育委員会
明石市立二見北小学校
校長 松崎 幸二

新型コロナウイルスの感染が確認された場合における学級閉鎖等の判断基準について（お知らせ）

明石市立小・中・養護学校における「学級閉鎖等の判断基準」について、下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

今後とも、ご家庭の協力を得ながら、感染防止対策を徹底し、学校教育活動を継続して参りたいと存じますので、引き続き、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 感染者が確認された場合（学級で 1 名）

（1）対応

下記の期間、当該学級の児童生徒は自宅待機とします。欠席扱いとなりません。

ア 濃厚接触者の特定及び検査結果が判明し、全体像が把握できるまでの期間

イ 学校施設の消毒等に要する期間

（2）登校可能日

保健所との協議を踏まえ、それぞれの安全が確認された日の翌日から登校可能とします。

2 学校での感染拡大が懸念される場合

（1）学級閉鎖

同一の学級において、同一の感染経路の疑いにより複数の児童生徒等の感染が判明した場合や濃厚接触者から 1 名以上の感染が確認された場合、その他教育委員会が必要と判断した場合は学級閉鎖を実施します。

（2）学級閉鎖の期間

濃厚接触者の特定やその検査結果、保健所との協議を踏まえたうえで決定します。

（目安として 5～9 日間の学級閉鎖とします。）

（3）学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖を実施します。

（4）学校全体の休校

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校全体の臨時休業を実施します。

【再度のご確認事項（重要）】

「児童生徒本人および同居家族の方に風邪症状等がみられる場合」や「医療機関等の指示により PCR 検査を受ける場合」は、風邪症状等の改善または検査結果が判明するまで、関係児童生徒は出席停止となります。（欠席扱いとはなりません。）

無理に登校させることなく、自宅で待機させるとともに、速やかに医療機関において受診いただきますよう、改めて、お願い申し上げます。